

秩禄処分経過と公債交付

——明治初期公債政策の一節——

池田浩太郎

まえがき

一、本稿は筆者の明治初期公債政策研究の一節をなすものである。しかも「秩禄処分と公債交付」をめぐる問題説明のうち、その前半である「秩禄処分の経過と公債交付」のみに論及しているにすぎない。後半でかつ主要な部分でもある「秩禄諸公債交付の明治初期社会経済に及ぼした影響」の分析は本誌次号に掲載する予定である。したがって本稿は次号の分析の前提となる諸事実の紹介にすぎないであろう。しかも資料的にも本稿にはとりたてて論ずべきものがすくない。本稿はもっぱら筆者の研究順序のプロセスとしての意味をもつものである。このようなわけで本稿は論文とよぶにふさわしくない。ノート欄に掲載していただく所以である。

秩禄処分の経過と公債交付

秩禄処分経過と公債交付

二、筆者の明治初期公債政策の研究順次としてはさしあたり

(一) わが国公債の成立（本誌八・九合併号掲載）

(二) 明治初期公債政策の展開（本稿序論）

(三) 藩債処分と新・旧公債の交付（井藤半弥博士記念論文集所収）

(四) 秩禄処分と交債交付

(イ) 秩禄処分の経過と公債交付（本稿）

(ロ) 秩禄諸公債交付の明治初期社会経済におよぼした影響（本誌次号掲載予定）

という具合になっている。本稿はこのうち(一)と(四)のみをとりあつかう。このような変態的な形をとっているのも本稿を論文とせずにとりあつかった理由のひとつである。

序論 明治初期公債政策の展開

明治三年の九分利付外債の成立は公債利用の便利な所以を新政府に知らせる結果となった。このとき以後新政府は積極的に公債政策をおしすすめていったのである。すなわち公債を維新後の経営の有力な財源として利用することにどまらず、さらに公債財源をもって社会経済政策をも遂行していったのである。

明治三年より同十九年の整理公債条例の公布にいたるまでの約十五年間に政府が発行交付した公債の総額はおよそ二億七千万円にも達している（この時期における紙幣発行総額がこれとほぼ同額であることも注目しなければ

ばならないであろう。当時の財政規模とくらべてみるとこの金額がいかに大きなものであったかがはっきりするとおもう。明治維新时期より日清戦争前までのわが国中央政府の歳出入額をみると、經常部と臨時部とを合計して、大体六千万円ないし八千万円のところを上下していた年が多かったということができるのである。

かかる多額の公債が明治初期の社会経済一般に大きな影響力をもったであろうことは想像にかたくない。それではこれら公債の発行はわが国資本主義経済の生成にたいして如何なる意味と役割とをもったであろうか。これがわれわれの当面の関心事である。

明治政府の努力の目標は日本の後進性を克服し、近代的社会経済体制をつくりだすことにあったといつてよからう。したがって明治初期の諸政策のすべては究極的には日本の近代化、資本主義化という目標への努力という点で一致しているとかんがえてよい。公債財源による諸政策もその例外ではない。しかし公債政策が当時の社会経済におよぼした作用をかんがえる場合に、公債の意義をただ究極目的からのみ理解することは現実政策の多様性を没却するものというほかはない。起債をうながす諸事情はそのときどきになつてゐる。公債発行にはつねにその直接的具体的目的があるわけである。そして個々の公債発行の直接目的と、明治初期の諸政策のすべてが究極においてめざす資本主義生成目的とのからみあいには種々なるニュアンスがみられるであろう。われわれは明治初期に発行された諸公債がわが国資本主義の生成のうえに果たした役割をとくに問題にする。したがってまずこれら公債をその直接の起債目的と、諸政策の究極目的たる資本主義生成目的との関連という点に注意して分類してみようとおもう。

この観点から明治初期に発行された公債を概観すると、これらを二つに大別することが適當であるようにおも

秩禄処分の経過と公債交付

られる。その第一は社会的安定のために発行された公債群であり、第二は経済の安定と発展のための諸公債である。

第一のグループに属する公債は別表の一番より七番までである。これら公債のうちには、社会制度の近代化をすすめるための補償として発行されたもの（一番より六番まで）や、政治的安定を直接目的としたもの（七番）、などがふくまれる。これら公債の直接目的はそれぞれことなっているが、これらの諸直接目的を果すことによって社会を安定化、近代化にみちびき、これによってわが国資本主義成立への背後的諸条件の一環をつくり出そうとする点では同一性格のものということができよう。第二のグループに属する公債には貨幣価値の安定のための公債（八、九番）や、経済発展のための諸条件をつくり出そうとするもの（十番より十二番まで）などがふくまれる。これらはわが国資本主義経済成立のための経済的条件を直接につくり出そうとする点に同一性をみとめることができるであろう。

このような種類別によって明治初期発行の公債を概観してみるとつぎのような特徴がみとめられるであろう。⁽¹⁾

註(1) 大隈君財政要覽、明治十四年十一月、明治文化全集第九卷、二四七ページにはつぎのような公債分類がある。

旧来の負債を受けついだもの（表の一、二、三、四、五、六、）

政府の費消したもの——

一時的に消費したもの（表の七、八、九）
事物の改良に属するもの（表の十、十一、十二）

この分類は勿論常識的なものであって卓見だとはいえない。しかし明治十四年に大隈が生産的公債としかからざるものとをこのような形で区分したことは興味ある事実であるとおもわれる。

明治初期公債発行概要表

| 番号 | 名称 | 発行年度 | 発行形式 | 発行額 |
|----|-----------|----------------------|------|-----------|
| 1 | 新公債 | 明治五年 | 交付 | 一、二八二万円 |
| 2 | 旧公債 | " | " | 一、一二二 |
| 3 | 七分利村英貨公債 | 六年 | 公募 | 一、一七一(額面) |
| 4 | 秩禄公債 | 七年より九年 | 交付 | 一、六五六 |
| 5 | 金禄公債 | 十年 | " | 一七、三九〇 |
| 6 | 旧神官配当禄公債 | 十一年 | " | 三三 |
| 7 | 征討費借入金 | 十年 | 借入 | 一、五〇〇 |
| 8 | 金札引換公債 | 六年より八年 | 交付 | 六六九 |
| 9 | 金札引換無記名公債 | 十三年より十七年 十七年より十九年 | " | 七九二 |
| 10 | 九分利村英貨公債 | 三年 | 公募 | 四八八(額面) |
| 11 | 起業公債 | 十一年 | " | 一、二五〇(額面) |
| 12 | 中山道鉄道公債 | 十七、十八年 | " | 二、〇〇〇(額面) |

はその背後地盤の地ならしをしたことになる。この仕事は大体明治十年頃をもっておわりをつげたようである。ついで政府は生産的目的をもった公債を発行し、もつて資本主義成立を直接に推進しようとしたのである。

秩禄処分経過と公債交付

一、公債発行時期の点から考察しよう。第一のグループである社会的安定のための公債は主として明治維新以後明治十年ころまでに交付された。主として明治初期前半期に交付されたのである。これに反し第二のグループである経済の安定と発展のための公債は大部分明治十年代になって公募された。すなわち明治初期後半期に発行された公債は大体第二のグループに属するものであったといつてよからう。ここから明治初期公債政策の推移の大筋が推論されるであらう。維新後政府はまず社会の安定と制度の近代化に力をつくし、その政策を遂行する財源として第一のグループの公債を交付した。これはわが国資本主義生成のために

秩禄処分経過と公債交付

二、公債発行額の観点よりすると、第一のグループの公債が圧倒的大部分をしめていた。すなわち第一のグループの公債の発行額は明治初期公債発行総額およそ二億七千万円のうち八割以上をもしめていたのである。このことは第一のグループの公債の重要性をしめすものであるとともに、政府が社会の安定と制度近代化にたいして異常な努力をほらったことをうらがきするものである。明治初期の公債政策にかんするかぎりその力点は第一に社会安定と制度の近代化におかれたのであり、資本主義生成のための直接推進政策は第二の目標だったとかんがえられよう。勿論資本主義生成を直接目標とする政策は公債政策のみにかぎられず、準備金政策、官営事業政策、金融制度整備政策などによっても推進されていたのである。これに反し制度近代化、社会安定のための政策は主として公債政策によってなしとげたといつてよからう。したがって明治初期の政策全般として考えるとき、制度近代化と資本主義成立との両目的のうちどちらに力点が置かれていたかを問うことは意味がすくなくなるであろう。しかのみならず両目的間には密接な関係があるのである。

ところで第二のグループの主要部分をなす経済の安定と発展のための公債がわが国資本主義の成立にたいして果たした役割を追求することはさしあたり大して困難を生じないのである。これらの公債の発行は資本主義経済の成立に直接貢献することを意図したものであり、また事実そのように機能したからである。

明治三年発行の九分利付英貨公債（額面一、二五〇万円）はわが国鉄道建設の端緒をつくったものである。明治十一年に発行された起業公債（額面一、二五〇万円）の収入金は鉄道建設や築港、新道、水路をつくること、勸業（これは士族授産金貸下、および移住士族保護勸業費貸下などをふくんでいるので必ずしも資本主義成立を直接推進したものとはいえないであろう）、鉱山の開発、改良などに投ぜられた。起業公債収入金の約半額が鉄道建設

に使われていることはとくに注意すべきであろう。明治十七・十八年の発行にかかる中山道鉄道公債（額面二、〇〇〇万円）はその名とちがって東海道線および中山道線の鉄道建設にあてられたのである。金札引換公債は紙幣整理の目的のために発行された。したがってわが国の通貨安定や金融機構の整備に一役買ったものである。

経済の安定および発展のための公債発行は、明治政府の積極的なメルカンチリズム政策の一翼をになうものであった。明治初期のメルカンチリズム政策は主として金融（銀行）、運輸（鉄道、造船、築港など）、鉱業および諸工業の育成政策となつてあらわれた。しかもこの政策の対象となつた側面が資本主義経済体制の土台なり枠なりにあたる部分であつたことはとくに注目しなければならないとおもう。わが国資本主義成立のための一政策としてこれら公債の発行がみられたのである。そしてこれら公債でなした事業のうち最大のものは鉄道建設であつたといつていいであらう。

このように第二のグループの公債がわが国資本主義経済の成立に直接貢献したことは疑をさしはさむ余地がない。しかしそれではわが国資本主義の成立はどの程度これら公債の貢献によつて達成されたであらうか。また準備金政策、官営事業政策、金融機構近代化政策などの諸政策とくらべてこれら公債のわが国資本主義成立にたいする貢献度はどのようであつたか。これらの問題、総じてわが国資本主義を成立せしめた諸条件の解明、およびそこにおけるこれら公債の重要性の検討は後に論ぜらるべきことである。

社会安定のための諸公債もまたわが国資本主義経済の成立に至大なる影響を及ぼしたこととおもわれる。なるほどこのグループの公債の直接意図する点は社会の安定、制度の近代化であり、この目的達成のために諸種の補償が必要となつたので公債を交付したわけである。公債発行の計画効果 *Programmeffekt* は資本主義成立の

秩禄処分経過と公債交付

促進にあったわけではない。しかし社会の近代化は資本主義成立のための不可欠の条件である。さらにこれら公債の交付がなされたことによって生ずる資金供給状況の変化、公債受領者の諸種の産業活動への参加などを通じてわが国資本主義の成立のため大きな影響力をもったこととおもわれる。いわば公債交付の支出効果 *Ausgabeneffekt* としてはこのグループの公債は資本主義の成立にいちじるしく貢献したようにおもわれる。²⁾ ましてこのグループの公債の発行額は非常に多額であるので、なおさらわが国資本主義成立におよぼした影響力は大きかったであろう。しかし、これら公債がわが国資本主義の成立におよぼした作用はあくまで間接的である。それ丈に作用形態は、多少複雑であり、追求がむづかしいとおもわれる。だがこれら公債の資本主義に及ぼした作用まで分析することなくして、明治初期公債政策がわが国資本主義成立に及ぼした作用を論ずることはできないであろう。

註(2) 計画効果や支出効果という言葉はコルムの書物より借用した G. Colm, *Haushaltsplanung, Staatsbudget, Finanzplan und Nationalbudget, Handbuch der Finanzwissenschaft*, 2. Aufl., I, Tübingen, 1952, S. 529 コルム著・木村、大川、佐藤訳「財政と景気政策」昭和三二年、二七六、二七七ページ参照。

秩禄処分の経過と公債交付

第一節 明治維新と社会安定のための公債交付。

明治維新遂行の目的は、封建的支配をくつがえし、近代的社会経済体制をつくりあげることにあつた。このこと自体は他の革命（たとえばフランス革命）などとくらべて特に明治維新を特徴つけるほどのものではない。他の革命とことなる明治維新の特質は革命遂行方法の特異性にあるとおもわれる。すなわち明治維新においては旧封建支配層にかなり手厚い補償をすることによって革命を平和裡に遂行し、また革命後の政治的社会的安定をきづきあげようとしたのである。そして旧支配層の補償のための財源となつたものがほかならぬ社会安定のための公債であつた。まことに新・旧公債、秩祿諸公債の交付は明治維新の平和的完成を保証する基礎であつたのである。新・旧公債は明治五年に旧藩内国負債の政府肩替りとして債権者たちに交付されたものである。これは債務者たる旧藩主たちの社会的信用を新社会においても保持させ、債権者の主要部分をなす豪商の経済的補償をもなしたものであつた。秩祿諸公債は秩祿処分^{イ、イ、イ}の過程で交付されたものである。これは旧支配層たる武士階層の革命にともなう損害を経済的に補償しようとしたものといえよう。これによって旧支配層を新社会においても支配者層たらしめようとしたのである。廃藩置県はまさに維新遂行の最後の局面を飾るものであるが、政府はこのよ^ウな補償政策によってこれを遂行したのである。まことに秩祿処分（とこれにともなう公債交付）は藩債処分（とこれにともなう公債交付）とならんで廃藩置県の完遂をささえる二本の柱であつたといふべきであらう。そしてこの特異な補償方法こそがよつて明治維新の革命的性格を特徴づけ、さらに明治以降のわが国社会経済のありかた全般にも大きな特異性をあたえているとおもわれるのである。

新・旧公債をめぐる諸問題についてはすでに他のところで論及した（井藤半弥博士記念論文集所収、拙稿「旧藩債の処分と新・旧公債の交付」——明治初期公債政策の一節——参照）。本稿では秩祿諸公債の交付を中心に議

秩禄処分経過と公債交付

論をすすめてゆくことになる。

第二節 秩禄処分の意義

そもそも秩禄処分とは武士の身分を廃除することである。すなわち封建的支配者層を廃棄することによって封建的支配関係そのものをなくすことである。旧封建支配者層を一定の任務から解放し、また一定身分からも解放すること、同時に彼等の身分にともなう収入（家禄）からも解放することである。この秩禄処分を政治的側面より觀察すれば、大政奉還、版籍奉還、廃藩置県など一連の旧政治体制打破に結末をつけるものであった。秩禄処分を社会的側面より考察すれば支配と服従との関係による旧社会体制をいわば原子論的な市民社会体制におきかえるための第一歩たるべきものであった。さらにこれを経済的側面（とくに財政的側面）よりみれば、秩禄は維新政府の老なる財政需要のうち、その三分の一ないし四分の一をしめる非生産的経費であった。¹⁾そこでこれが廃止は国家財政の機能的運営や政府のメルカントリズム政策の遂行には不可欠のものであったというべきであろう。これによってはじめて財政や経済の近代化への出発ができたものとおもわれる。

註(1) 明治維新のかた旧支配層にたいする秩禄の削減は相当きびしかった。それでも秩禄は維新政府の財政上にかなりおもい負担をなげかけた。いわゆる八期間歳入出決算報告書（史料集成、第四卷所収）によると同期間における歳出総額と秩禄への支出の比率は次ページの表のようになっている。

ここで諸祿および扶助金とは「家禄、賞典祿、社寺その他宮方旧官人および旧幕府臣隷の祿制未定の際一時支給せし扶助金を集合」（史料集成第四卷、二六ページ）したものである。

秩禄処分において政府のとった独特の方策は形式的にみると現今の退職金ないし年金授与と類似している。し

| 会計期間 | 諸禄および扶助金 | 歳出 | 総計 | A | B |
|-------|------------|-------------|----|----|---|
| | A | B | | | |
| 第1期 | 339,676円 | 30,505,085円 | | 1% | |
| " 2 " | 1,710,512 | 20,785,839 | | 8 | |
| " 3 " | 2,340,501 | 20,107,672 | | 11 | |
| " 4 " | 3,148,607 | 19,235,158 | | 16 | |
| " 5 " | 16,072,616 | 57,730,024 | | 27 | |
| " 6 " | 18,045,598 | 62,678,600 | | 28 | |
| " 7 " | 26,497,642 | 82,269,528 | | 32 | |
| " 8 " | 27,095,648 | 66,134,772 | | 38 | |
| 8期間計 | 95,250,804 | 359,446,682 | | 26 | |

命の場合とことなってきたのであろう。

このような意図と意義とをもつ秩祿処分は如何なる形で具現されたであろうか。われわれはまず秩祿処分の過程をふりかえってみ、公債交付の具体的状況を展望することから出発しなければならぬとおもう。

第三節 秩祿処分の経過と公債交付

明治維新にいたるまでのわが国の人間関係は非常に複雑なものであった。⁽²⁾これを旧支配的身分であった武士階級だけにぎっていても、その従属形態や給与形態にはかなりこみいったものがみられた。しかもこれらは各藩お

秩祿処分の経過と公債交付

かし秩祿処分の意義はこのような消極的な補償につきてゐるのではない。なるほど政府は直接には旧支配層である武士階級を新社会の混乱から社会的経済的に救済し、彼等の安定を経済的に保障しようとする意図したものである。しかし政府の意図をつきつめると、そこには新社会においても旧封建社会におけると同様に旧支配層が政治的、行政的、精神的、経済的指導者たりうるよう保障すべきだというイデーが脈打っていたといえるのではなからうか。極端にいえば新社会における土族支配の実現、これが政府の秩祿処分における究極の意図でなかつたかとさえおもわれるのである。維新の变革を遂行し、維新後の運営の中心に位置した人々も——それがたとえ低い層のものであっても——ともかく旧支配層の一部を構成するものであった。おのづから旧支配階層を遇する方策も普通の革

秩禄処分経過と公債交付

のおの独自の形態をとっているので、武士階級の身分関係の複雑さは非常なものだったのである。

註(2) 族禄処分録題辞、史料集成、第八巻、一ページにつきの説明がある。これは封建時代の身分関係の複雑さを手ぎわよ

く説明しているものとおもわれる。「種族には則ち公卿堂上といい、大小名といい、官人といい、神官といい、僧侶
といい、郷士といい、地士といい、平民といい、穢多という。而して公卿堂上より大小名僧侶にいたるまで各々臣隸
あり。その幕府に隸する者を概して高家、旗下、士卒といい、大小名に隸する者をもまた士卒といい、士卒また種々
の称ありてその等を分ち、上士にまた従者あり、而してその尊卑懸隔せる相見て資生同じからざるもののごとし」。

明治維新は政治革命の後に社会革命をともなったものと考えられる。明治維新の社会革命としての意義は身分
社会から原子論的な社会への移行にあったといつてよからう。原子論的社会はわが国の伝統的な言葉でいえば四
民平等の社会である。しかし明治維新にあつては真の意味の四民平等の理念はたちには実現できなかつた。す
なわち革命は旧支配階級の名実ともなる廃止にふみきれなかつたのである。社会革命の仕事は旧支配階級を華士
族という特権的階級に整理し、彼等を平民との対立において身分的に安定させることからはじめられたのであ
る。このことは明治維新をきわめて特異な革命たらしめたものといわねばならないのであらう。

旧支配者層の整理は身分上の整理と給与上の整理との二つの側面から平行的におこなわれた。

身分上の整理は維新直後から手がけられ、明治三年六月にいたつて彼等を華・士族卒の三つの身分に統合する
という整理の基本線が打ちだされた(明治五年正月に卒は廃止された)。

給与体系(禄制)の整理はまづ明治元年旧幕臣の分からはじめられた。諸侯は明治二年六月旧封地歳租の十分の
一をもって家禄とさだめられた。士族卒は藩の実情に応じてそれぞれ家禄の削減がおこなわれることになつたの

である。明治二年十二月には士族の禄制整理の基本方針ができた。その後も禄制整理は進行してゆくのであるが、この整理は結果的には秩禄の大幅な削減となったのである。⁽³⁾

註(3) 明治維新後の家禄の削減時期やその程度および方法などは諸侯、幕臣、藩臣など旧身分の相違によってもことなるし、また藩のちがいなどによってもかなりこととなった。八期間歳入出決算報告書(史料集成、第四卷四三、四四―四七)のつたえるところによると、維新前の秩禄支給高は三、四六二万円であったが、廃藩後の支給高は二、二六五万円でなくなった。すなわちこの間に三四パーセントの減少がみられるのである。このうち士族卒の家禄だけをとってみると、大体四三パーセントの減少であったという。この計算には検討しなければならない点もあるが、家禄削減の大体の傾向はこれでもつかみうるとおもわれる。

一 帰農奉還

中流下流の武士階級は明治維新前すでに相当に窮乏していたといわれる。それが明治維新になって革命の渦中に投げこまれ、彼等の社会的地位もまた不安定となった。しかも彼等の収入は家禄削減方針によって目を追って減少してしまったのである。彼等が益々困窮と絶望に身をまかしたことは想像にかたくない。この様な状況にたいしたると彼等のうちには士族の身分に見切をつけて実業につこうとする希望者もでて来ようし、また自分の秩禄を売却して一時の金をうる必要の生ずるものもでてこよう。新政府はこの事態にたいする対策として彼等の転業を自由にしかつこれを保障する政策をうちだした。家禄を奉還して農業や商業に従事しようとする士族卒にたいして資金として一時賜金の下付をはじめたのである。これを普通「帰農奉還」と呼んでいる。この政策は勿論

秩禄処分経過と公債交付

秩禄処分経過と公債交付

禄制廃止を直接めざしたものはかんがえられない。むしろさしせまった現実の必要から急に応急対策としてできあがったものであるとおもわれる。しかし、結果から判断するとこれは禄制廃止への第一歩をふみだしたものであった。「帰農奉還」は明治二年にはやくも行なわれていたようである。⁽⁴⁾しかしこれがこの時以後継続的におこなわれていたかどうかははっきりしない。

註(4) 深谷博治「華士族秩禄処分の研究」昭和十九年、四〇二ページ参照、深谷氏は大蔵省沿革志出納寮、四年一二月二〇日の項(史料集成第二巻、五八四ページ)につきの文章がみられるので帰農奉還を明治二年よりと判断されるのである。

「士族及び卒の農商に帰せんと申請する者には家禄五年額を一時に給与し、以て其の就産の資本に充てしむるの議を定め、二年己巳以来、三府實属の士卒に給与せる者あり」(傍点筆者)

「帰農奉還」のための支出が歳入歳出決算書において一項目として登場するのは第四期(明治三年十月より四年九月まで)が最初である。このことからだけでは明治二年には「帰農奉還」がおこなわれなかったとはいえない。しかし明治二年以来継続的に、また或る程度規模をもって帰農資金を政府が出していたとも考えられないであろう。

帰農奉還が比較的継続的におこなわれたのは大体明治三年十一月より翌四年十二月頃までであったとおもわれる。士族卒のうち家禄を奉還して帰農商するものにはたいし三年ないし五年分の石代金を一時資金として給与されたのである。ただし北海道や樺太を開拓にゆく者にたいしては七年分の石代金が与えられた。⁽⁶⁾明治四年一二月廿日にいたって帰農奉還者への一時資金の下付中止の公布があった。しかし個別的にはその後も折々この資金の給与があったようである。⁽⁶⁾

註(5) 元禄の何年分下賜という資金下付方法は東京府でとった方法であった。その他のところでは帰農資金は百兩ないし三百兩にいたる数段階の給与として出されたものであった。しかしやがて東京府の方法が一般となったようである。吉川秀造「全訂改版士族授産の研究」昭和十七年、一四九―一五三ページ、大蔵省沿革志、史料集成、第二巻、三九四、三九八ページ参照。

註(6) 六年三月十日の指令に「士族にて家禄奉還の者へ三ヶ年分の禄高下賜の事」とある。史料集成、第八巻五八ページ参照。

いわゆる「帰農奉還」は奉還人員四、五二九人給付資金一二二万三千余円という規模であった。⁽⁷⁾

註(7) 人員は族禄処分録、史料集成、第八巻、二五六ページ、給付資金は八期間歳入出決算報告書、史料集成第四巻、により第四期より八期までの帰農奉還という支出項目のものを合計した。人員金額とも正確といいたいこと吉川秀造氏のいわれるとおりであろう。吉川、前掲書一五三、一五四ページ参照。

二 禄巻交付と七分利付外債の発行

現実の必要に迫られて「帰農奉還」政策を遂行していた維新政府は、明治五年の初頭になると禄制廃止へとハドルを切りかえようとした。まづ華士族卒の家禄を三分の一だけ削減する。残りの分の家禄のうち士族卒の分にたいして六カ年分の石代金を禄券として一時に交付する政策をたてたのである。政府は禄券交付以後六年間にこれを買上げることとする。これによって家禄の強制的奉還が実現すると考えたわけである。

この政策の遂行のためには禄券買上の資金を用意することが先決である。政府に余裕財源がないのは明瞭だっ

族禄処分の経過と公債交付

秩禄処分経過と公債交付

たので、この資金を外債によって獲得することにした。明治三年の九分利付英貨（鉄道）公債募集のときには非常に反対していた政府も、公債の便利な所以を知ると百八十度転換し積極的外債募集政策にふみきったのである。政府はこのために必要とされる一千万円の資金のほか、鉦山、鉄道経営のための資金二千万円、合計三千万円ほどの資金を外債募集によって調達しようとしたのである。したがって外債収入が秩禄処分の当初の資金となるはずであった。明治五年二月には吉田清成が外債募集の理事官に任命された。そして最初アメリカに渡つてこの仕事を遂行しようとしたのである。

註(8) 禄券交付高は当時の状況から考えてすくなくとも一千万円の数倍くらいになるはずである。したがって外債収入金は禄券買上資金の一部となるべきものである。しかし維新政府が外債収入金以外の資金確保について特別の考慮をほらつていたかどうかは明瞭でない。

この外債募集は起債原因が秩禄廃止であるだけに国内、国外でも是非の議論がやかましかった。外債募集の是非は秩禄廃止の是非を中心に争われたのである。吉田清成のアメリカでの募債も当然おおくの障害にぶつかった。⁽⁹⁾ そのうちに政府の外債募集方針にも変更が生じた。これに応じて明治五年八月には吉田にたいする委任条件も改訂された。すなわち募集金額を一千万円に限定し、この収入をもっぱら禄券買上の資金とすることにしたのである。

註(9) 外債募集案は主として井上馨、吉田清成らの計画によるものらしく、岩倉、木戸など維新の元老はこのような秩禄処分方針には反対意見だったようである。

しかし秩禄廃止のもっともしつような反対者は当時のアメリカ在任小弁務使森有礼であった。彼は家禄を一種の私

有財産と考えていたのでその株券交付による奉還は人民の基本的権利の侵害であるとした。さらに株券の政府買上げのための手段たる外債募集は国を滅ぼすものとしてきらっていた。彼は吉田のアメリカでの外債募集には公然反対し、積極的な妨害策をくりかえしたのである。この結果最初アメリカでおこなわれるはずであった外債募集はついに果されなくなってしまうのである。森、吉田の争いについては七分利付外国公債発行日記（史料集成、第十巻所収）を参照されたい。後年の森有礼の進歩的言動からすると彼の態度は一見理解しがたいところである。しかしわれわれは森の行動からむしろ株券処分問題の根の深さをくみとるべきであるかもしれない。

結局外債募集は明治六年一月ロンドンで完了した。七分利付英貨公債がすなわちこれである。¹⁰⁰

註(10) 七分利付英貨公債の概要をしめしておこう。

- 一、募集総額は二四〇万ポンド（一、一七二万二千元）
- 二、発行価格は百ポンドにつき九二・五ポンド、政府手取九〇ポンド。
- 三、利子は年七分。毎年一月一日、七月一日にオリエンタルバンクで支払う。
- 四、抵当は株制改革によって生ずる余剰金をもって毎年米四〇万石を買上げ、これを抵当としてとる。
- 五、元利金支払方法は元利混合済崩法により二ヶ年据置の後明治八年より二九年にいたる間に毎年四月一日抽選によって償還、三〇年七月に償還を完了する。

その後株券処分にあつた政府の政策の変化によつて株券交付政策は中止となつた。そこでこの外債から得た収入金は株券買上ではなく株券奉還者への現金給付という形で使用されたのである（このことは後にふたたび論ずることとする）。

株券処分の経過と公債交付

三 秩祿公債の交付

家祿の三分の一削減、残存家祿の祿券交付による廃止という明治五年の方針はかなりラディカルなものであった。しかしこれは実行されることなくしておわり、明治六年末になるとややゆるやかな実行案に変更された。すなわち政府の政策は祿税賦課、家祿奉還という方向にむかったのである。祿税賦課はかなり温和な、かつ合理的な家祿の削減をいみする。家祿奉還は家祿の強制的廃止とはことなつて多分に任意的な要素をもつものであった。

家祿税賦課の布告が出されたのは明治六年一月二七日のことであつた。すなわち「華士族賞典祿をのぞくの外家祿税法設立の事」という布告が家祿税の根拠である。¹⁰⁾これによると家祿税は華士族の家祿を石高にしたがつて三三五階層にわけ、各階層には一定量の石数を賦課する方法をとつた。しかも賦課税率は累進的であつたといつてよからう。¹²⁾この方法によつてうまれる家祿削減高は家祿総額の約一割になつた。後にいたつて祿税賦課の対象は更に拡張された。すなわち平民の有祿者にも課税し、かつ賞典祿も合算課税するようになったのである。¹³⁾

註(1) 家祿税は明治六年十二月にはじめて案出されたものではない。すでに明治二年四月四日の行政官達に家祿税賦課のことがみえる。すなわち「行政官支配附の面々各府県へ召し出され候輩」にたいし、扶持米千俵取七パーセント、五百俵取六パーセント、以下三百俵まで五パーセント、百俵まで四パーセント、二五俵まで三パーセントを源泉徴集方式によつて賦課したのである。二五俵未満の者は免税とされた。

この制度は「二年一月二日祿制発布せらるるにより本年限り此の祿税を止む」ということで二年中に廃止された

ものようである。しかしこれが一体どの程度の規模で実施されたか又どの程度の収入となったかについてはよくわからない(八期間歳入出決算報告書の第二期、第三期の分の収入項目からはこの税の収入をみいだすことができない)。
 禄税がすでに明治二年に一度施行されたことは明治初期の政府政策が試行錯誤的であらゆることをこころみたことを象徴していてもことに興味ふかい。族禄処分録、史料集成、第八卷六八ページ参照。

註(12)

家禄税法によると家禄の高を三三五階層に分け、同一階層には均一石数を賦課するのである。そこで税率的にみると同一階層内では最低家禄のものが一番高い税率を払うこととなる。いま各階層内の最高税率をとって家禄税の税率の若干をしめすとつぎのようになる。当時としてはかなりの累進性をもったのであったということができよう。

徴集方式は一応源泉徴集方式といつてよいであろう。

| 階層 | 家 | 禄 | 禄税 | 税率 |
|-----|---------------|-----|--------|------|
| | 未滿 | (石) | (石) | (%) |
| 1 | 65,000~64,000 | | 22,750 | 35.5 |
| 2 | 64,000~63,000 | | 22,370 | 35.5 |
| 3 | 63,000~62,000 | | 22,000 | 35.4 |
| " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " |
| 100 | 5,600~5,500 | | 1,335 | 24.2 |
| " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " |
| 200 | 460~450 | | 74.1 | 16.4 |
| " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " |
| 300 | 36~35 | | 4 | 11.4 |
| " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " |
| 333 | 6.5~6 | | 斗1升8合 | 2.1 |
| 334 | 6~5.5 | | 6升9合 | 1.2 |
| 335 | 5.5~5 | | 1升 | 0.2 |

この賦課方法によると一階層で最高に近い家禄の者の税引石数の方がもう一つ上の階層の最低に近い家禄の者の税引石数よりも多くなるという不合理がうまれる可能性がある。これにたいする緩和策も用意してあったようである。参照深谷氏、前掲書三五九―三九〇ページ。

註(13)

禄税収入は第八期二九四万九千円、明治八年二〇七万五千円、明治九年二一

三万円であった。史料集成第四卷参照。秩祿処分の経過と公債交付

秩祿処分の経過と公債交付

秩祿賦課と時を同じくして家祿奉還もおこなわれることになった。明治六年一月二七日に政府は「家祿奉還の者へ資金被下方規則」を公布した。これによると家祿の高が百石未満の者で農商に従事するために家祿を奉還しようとするものに、この奉還と引かえに産業資金を下賜することにしたのである。このときの家祿奉還を「仰資奉還」と普通呼んでいる。

家祿の奉還者を何故百石未満のものに制限したか。これについて考えられる理由は第一に薄祿の者ほど生活がくるしく、農商に転出しようと思うものが多かったこと。さらに薄祿者はとくに転業資金をもっていなかったとおもわれることである。第二に奉還者が多い場合高祿者までに無制限な資金下賜政策をなせば財政を非常に圧迫すると考えられたことである。時の大藏卿大隈重信の稟議からもこの推測は大体正當とおもわれる（明治財政史第八卷七七―七八ページ参照）。

「仰資奉還」にあたっては家祿の性質の相違によって下賜額算出の基礎をことにした。すなわち永世祿にたいしては元高の六カ年分の石代金、終身祿にたいしては元高の四カ年分の石代金を下賜することになった。下賜額は明治六年の各県の貢納石代相場をもって石代金を算出し、その半額を現金で支給し、半額を交付公債で支給したのである。このときに交付された公債がすなわち秩祿公債である。これと同時に「産業資本のために官林荒蕪地払下規則」をもうけ、これら帰農者に官有の山林、田畑、荒蕪地を時価の半額くらいで払い下げ、しかも公債による支払をみとめた。もって就業の便宜をはかったのである。

「資金被下方規則」は後にいたって若干の拡充をみた。たとえば年限祿の奉還もきき入れられるようになった（明治七年三月十五日）。また分割奉還もみとめられ、五石未満のものは全部現金で支給されることとなった（明

治七年三月二四日)。さらに禄高百石以上の者にも奉還がみとめられるようになり(明治七年一月五日)、賞典の奉還もみとめられるようになった(明治七年十一月二九日)⁴⁰⁾。このようにして「仰資奉還」は追々とその規模をひろげていったのである。

註(4) 年限禄の奉還の場合には禄の支給年限二年以上のものになりたいし年限の長短に応じてそれぞれ元高の一年半ないし四年分が支給された。支給方法は永世禄とおなじである。百石以上の奉還者にたいしては五十石までは現金で支給し、それ以上の分には(八分利付)公債を交付した。

「仰資奉還」をなした人数はおよそ一三万八千五百人であった。これは士族総数のおよそ三分の一にあたる。彼等にたいして総計三、五八九万円が支給されたのである。このうち八分利付公債、いわゆる秩禄公債の交付額が一、六五六万五、八五〇円、現金支給額は一、九三二万六、八二九円であった。すでにのべたように現金支給額のうちには七分利付英貨公債の収入金がふくまれている。

「仰資奉還」は自由意志による奉還であった。⁴¹⁾しかも主として薄禄士族が対象となったのである。加うるに分割奉還もみとめられたので「仰資奉還」者一人あたりの平均受取額は大変小さなものとならざるをえなかった。すなわち一人あたり平均受取額は公債交付一二二円、現金支給分一四二円、計二六四円であった。

註(5) 政府は家禄奉還者には禄税を免する——これは理の当然であるが——という奉還促進政策をとったので、仰資奉還には間接的強制はあったというべきである。

「仰資奉還」制度は明治八年七月一四日づけをもって廃止され、つぎにあらたなる構想による秩禄処分がおこ
〔秩禄処分の経過と公債交付〕

秩祿処分の経過と公債交付

なわれることになるのである。⁽⁴⁶⁾

註(46) ここで秩祿公債の概要について紹介しておこう。

- 一、八分利付、額面五百円、三百円、百円、五〇円、二五円の五種類を発行する。
- 一、外国人以外とは公債の譲渡売買質入は自由、但し、この場合には所定の手続をふまなくてはならない。
- 一、元金は二年据置三年目より七ヶ年の間に抽籤により償還する。

四 秩祿廃止と金祿公債の交付

上述したような曲折を経たのち政府はついに秩祿廃止政策にふみきった。明治九年八月五日、政府は家祿、賞典祿の制度を全面的にあらため、そのすべてを公債処分にするにしたのである。「仰資奉還」が士族の自由意志による奉還を対象としていたのに反し、今度の処分は有祿の華士族平民の全員におよび、かつ強制的な性格をもつものであった。いわば最終的秩祿処分がここにおこなわれたのである。

秩祿廃止のためには家祿の金祿化という準備段階を必要とした。従来の禄制は石数を計測の基礎としていたのであるが、明治七年末ころより漸次家祿を金祿化すべきだという議論が政府部内で生じはじめた。政府は明治八年九月には家祿を金祿化する布告をだしたのである。すなわち従来の禄高を管轄地の三カ年平均（明治五年、六年、七年の平均）の貢納石代相場によって貨幣額に換算し、この金額を秩祿保有者に現金で支給することになったのである。

家祿の金祿化の意味するところは想像以上に重要である。第一にこれは国家の歳入出体系の近代化にとって不

可欠の措置であった。当時歳入の中心であった地租が地租改正によって漸次金納化固定化しつつあったのと表裏して主要な歳出項目を構成する秩禄支給を現金化固定化することは歳入出制度を根本から近代化するものであったといわねばなるまい。第二にこれは政府財政の安定のために重要であった。米価は当時追々と上昇傾向をみせていた（結果的にみるとその後も米価上昇傾向は止まらなかった）ので過去の安い貢納石代金の平均で禄を固定することは、政府支出の重要項目を低い線で固定し、したがって財政安定化の面で大いに有利な作用をおよぼしたこともおもわれる。^{m)} 第三にはこれが秩禄廃止の準備段階としての意義をもったのである。家禄の金禄化を提議した稟議などにはこれが家禄廃止の準備段階とは明言していないようである。^{on)} しかし秩禄の固定化、金禄化のうえにたつてはじめて全秩禄が整理されたのである。これが繁雑をきわめる秩禄廃止の補償処分を何とか遂行しうる基礎となつたのはいうまでもない。

註17) このことは禄の金禄化の計算基準が地方によってことなることをいみする。たとえば東京では貢納相場が一石六円あまりであるのに、山形県米沢藩では一円三十九銭というような差異ができるのである。したがって同じ禄高であつても金禄化すると額に相違が生ずる。秩禄処分参考書、史料集成第八卷四八〇―四八九ページ参照。

註18) 明治七年十二月大隈が秩禄の金禄化を大政官に提議した時の文面（明治財政史第八卷、一〇八、一〇九ページ）や明治八年九月の家禄の金禄化の布告、同年十一月の金禄支給仮規則（明治財政史、第八卷、一〇九ページ―一一三ページ）にも秩禄の金禄化が秩禄廃止と関係あるように述べていない。深谷「華士族秩禄処分の研究」四一一ページ参照。

明治九年八月五日ついに政府は金禄公債条例を公布した。華士族平民の秩禄のすべてを廃止し、これにかかわ

秩禄処分の経過と公債交付

秩禄処分経過と公債交付

て金禄公債を交付することにしたのである。これが施行は明治十年度をもってすることになった。

金禄公債証書交付による秩禄処分廃止の方法をここで簡単に説明しておこう。

これにはまづ金禄公債交付と秩禄公債交付との相違をみることから始めるとよい。両者の相違の第一は金禄公債処分の場合には原則として現金支給をしない点である。金禄公債は十円、二十五円、五十円、百円、三百円、五百円、千円、五千円という八種類の額面の証書を発行した。したがって十円未満の端数金のみを現金支給としたのである（金禄公債条例には五円券も発行するとあるが実施されなかった）。明治廿三年に金禄公債の処分は一応の完了をみたのであるが、その時までには支給された端数現金は七三五、三一五円であった。第二は金禄公債においては利率のことなる公債を発行したことである。すなわち金禄公債交付額が小さくなるにしたがい（従って元禄高の低下にしたがい）利率の高い公債を交付した。金禄公債交付額の算出は元禄高の何年分という具合にするのであるが、その元高付与の年限は元禄高がひくくなるにたがって遞増された。いま永世禄にたいする金禄公債の交付方法を図示すると次表のようになる。この表で金禄公債交付方法の概要を知ることができる。おもう。けだし終身禄や年限禄の場合には永世禄の場合の公債交付の何割を支給という具合にきまっていたからである。⁸⁰⁾

註(80) 終身禄の金禄公債交付は元高の加算年限が永世禄の半分、年限禄の者の加算年限は給禄年限の長短によって永世禄の一五パーセント（二年のもの）より四〇パーセント（十年以上）まで六段階にわかれていた。

右の表からあきらかになるように元禄高が减小にしたがい加算年限を増し、同時により高い利率の公債を交付したのである。したがって元禄二五円以下の場合には金禄公債によって元禄のほとんど百パーセント近い（九

秩禄処分の経過と公債交付

| 金 禄 元 高 | 加算年数 | 公債利率 | 元高に対する 利息の割合 |
|---------------------|-------|------|-----------------|
| 70,000円以上 | 5年 | 五分利 | 25% |
| 70,000円未満～60,000円以上 | 5.25 | " | " |
| 60,000 " ～50,000 " | 5.5 | " | " |
| 50,000 " ～40,000 " | 5.75 | " | 30 |
| 40,000 " ～30,000 " | 6 | " | " |
| 30,000 " ～20,000 " | 6.25 | " | " |
| 20,000 " ～10,000 " | 6.5 | " | " |
| 10,000 " ～ 7,000 " | 6.75 | " | " |
| 7,000 " ～ 5,000 " | 7 | " | 35 |
| 5,000 " ～ 2,500 " | 7.25 | " | " |
| 2,500 " ～ 1,000 " | 7.5 | " | " |
| 1,000 " ～ 900 " | 7.75 | 6分利 | " |
| 900 " ～ 800 " | 8 | " | 48 |
| 800 " ～ 700 " | 8.25 | " | " |
| 700 " ～ 600 " | 8.5 | " | " |
| 600 " ～ 500 " | 8.75 | " | " |
| 500 " ～ 450 " | 9 | " | 54 |
| 450 " ～ 400 " | 9.25 | " | " |
| 400 " ～ 350 " | 9.5 | " | " |
| 350 " ～ 300 " | 9.75 | " | " |
| 300 " ～ 250 " | 10 | " | 60 |
| 250 " ～ 200 " | 10.25 | " | " |
| 200 " ～ 150 " | 10.5 | " | " |
| 150 " ～ 100 " | 11 | " | 66 |
| 100 " ～ 75 " | 11.5 | 7分利 | " |
| 75 " ～ 50 " | 12 | " | " |
| 50 " ～ 40 " | 12.5 | " | " |
| 40 " ～ 30 " | 13 | " | " |
| 30 " ～ 25 " | 13.5 | " | " |
| 25円未満以下 | 14 | " | 98 |

秩禄処分経過と公債交付

八パーセント）利息が受取れることになったのである。しかし元禄が七万円以上の場合には公債利子の元禄高にたいする比率は二五パーセントとなる。この間元禄がふえるにしたがって元禄と手取公債利息との差はだんだん増大してゆくわけである。すなわち公債交付にあたっては若干の社会政策的考慮がはらわれたといつてよいかもしれない。

しかしこのような形で社会政策的考慮が実際に効を奏するかいなかは又別問題である。くわしくは続稿で説明する予定である。既述のように元禄高の相違によって利率のことなる公債が交付されたのであるから、同一公債利率の表示が大体公債受領者の同一階層の所属をしめすものとみてよいであろう。五分利付公債の交付を受けたものは元禄高百円以上のもので中流階級をみてよい。七分利付公債の受領者は元禄高百円未満以下の下層階級である。上層階級は大体華族がしめしているとみてよい。中下層がそれぞれ士族平民の中層下層とみてよいであろう。いまここで金禄公債の利率別構成割合をみると次ページの表のようになる。²⁰⁾

この表であきらかになることは人数的にみると秩禄処分をうけた大部分のものが下層士族であり、彼等の受けた公債額は平均して四二〇円、一年に受けとる利息は三十円たらずの状態であった。これに反し五百人程度の上流華族階級は平均六万円あまりの公債交付をうけ、三千円あまりの利息が年々ふところに入る勘定である。これは政府の社会政策的意図はほとんど現実には反映していなかったといつてよいであろう。

註²⁰⁾ 吉川秀造氏は族籍によつても公債交付を区分されている。次表のとおりである。吉川氏「士族授産の研究」昭和十七年、八一ページ、明治大正財政史第二十巻、二〇九ページによれば華族のうち旧公卿の一人当交付金額は平均一四、

秩禄処分経過と公債交代

| 公債種類 | 交付額(A) | 交付人員(B) | A B |
|------|---------|---------|---------|
| 5 分利 | 3,141万円 | 519人 | 60,520円 |
| 6 分利 | 2,500 | 15,377 | 1,625 |
| 7 分利 | 10,824 | 262,317 | 412 |
| 1 割利 | 918 | 35,304 | 260 |
| 計 | 17,384 | 313,517 | |

- 国債沿革略第2巻155ページより作成。
- 1割利の公債は鹿児島藩のごとく旧藩時代に禄券の売買を許されて、これが実行されていた家禄にたいし、その廃止にあたって家禄10ヶ年分を交付されたもの。

| 族 | 籍 | 人 | 員 | 公債交付金額 | 一人当平均交付額 |
|----|-----|---|---------|-------------|----------|
| 皇 | 族 | | 2人 | 30,578円 | 15,289円 |
| 華 | 族 | | 470 | 30,366,982 | 64,610 |
| 土族 | 及平民 | | 313,045 | 144,240,655 | 460 |
| | 計 | | 313,517 | 174,638,215 | 557 |

八九六円諸侯は九八、二七四万円であつた。

金禄公債の交付は明治二三年にいたつて一応の終結をみた。公債交付額は一億七、三九〇万二、九〇〇円、端数現金の支給高七三万五、三二五円に確定されたのである。交付人員は三二万余人であつた。この金額が当時において驚異的なものであつたことは説明を要しないとおもわれる(当時の財政規模の約三倍の額であることから大凡の想像がつくであらう)。もつて秩禄廃止、金禄公債交付の事業がいかに大きなものであつたかに思いをいたすべきである。

註④ 秩禄処分は三十万人以上にもほる華士族平民の諸禄を処分したものであるから、その複雑さは言語に絶するものがあつた。そこで公債交付額が不当であるの

秩禄処分経過と公債交付

で救済を請願したいというものがたえなかった。政府もこれらにたいする救済処置をとった。又政府は没禄者の救済（給付）にも乗り出した。したがって秩禄処分による政府支出は明治二三年以降昭和になってまでもあったのである。また沖縄県の秩禄処分は明治末年にいたって「沖縄県諸禄諸分法」によってなされたもので、明治二三年現在の公債、現金交付額には沖縄県の方は入っていない（沖縄県諸禄処分の実績は支給額合計一六五万六、八七一円うち、公債金額一六四万二千百円、現金給付額一万四、七七一元であった）。くわしくは明治大正財政史第二十巻、第二章秩禄処分を参照されたい。

五 旧神官配当禄公債の交付

旧神官配当禄公債は維新後神職をはなれて無給になった旧神官に産業資金を与えるために明治十一年度に発行されたものである。²²⁾

註22 この公債の実際交付は明治一五年までかかっている。旧神官配当禄処分にさいしてとられた方式は金禄公債処分の場合と大体同様である。但し金禄公債処分とはことなつて二五円未満の端数金は現金で支給している。公債交付額は三万四千余円、現金給付額は四万六千余円であった。この公債の概要をつぎにしるしておく。

- 一、公債交付額は配当禄の五年分である。証書の形式は記名利札付のものであった。額面は百円、五十円、二十五円の三種。

- 二、公債元金は明治十一年より二年据置、三年目より七年間に抽籤方法により償還する。利率は年八分。
- 三、公債交付人員は四、〇八一人であった。

この処分も秩禄処分の一種とみてよいのであるが、華士族の処分とくらべて規模は非常に小さいものであつ

| | 公 債 (A) | 現 金 (B) | (A)+(B) |
|--------------------|-------------|----------------------------------|-------------|
| 還 奉 農 婦 還 奉 資 仰 | 16,565,850 | 1,223,687 | 1,233,687 |
| 金 禄 公 債 処 分 | 173,902,900 | 19,326,829 (内7分利外債収入 金を含む) | 35,892,679 |
| 旧 神 官 配 当 禄 処 分 | 334,050 | 735,315 | 174,638,215 |
| | | 46,316 | 380,411 |
| 合 計 | 190,802,800 | 21,332,192 | 212,134,992 |

た。
以上簡単ではあるが秩禄処分過程とこれにともなう公債交付の事実を紹介してき
た。秩禄処分過程は多くの曲折を経て遂に完了をみたのであるが、処分の対象とな
った人員は約四十万人にのぼり、処分さるべき禄の種類、性質にも雑多なものがあ
った。その結果処分様式も非常に複雑となり、政府支出も（公債交付もふくめ）二
億数千万円という老大な金額に上っている。これ丈の大きな犠牲によってはじめ
秩禄処分が可能だったわけである。ところでこれが明治初期の社会経済にあたえた
作用、とくにわが国資本主義の成立にあたえた影響は巨大なものとおもわれるので
あるが、これを分析し、もって秩禄諸公債交付の意義を探究することは続稿に課せ
られた任務である。最後に秩禄処分政府が明治初期に支出した金額の概要を表示
しておこう。